

旅館業法の一部を改正する法律の概要

(平成29年12月8日成立、12月15日公布)

改正の趣旨

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の創設及び罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ホテル営業及び旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への統合

ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。

2. 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化

- (1) 無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。
- (2) 無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる。

3. その他所要の措置

旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等を追加

施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日